

令和7年度第11回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年2月12日(木) 午後1時30分から午後2時32分
2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

3. 出席委員 (16名)

会長	8番	濱田 香	会長職務代理者	6番	田 渕 緑
委員	1番	福田 淳一郎	委員	11番	河 毛 早 苗
〃	3番	山 田 準 二	〃	13番	藏 内 敏 博
〃	4番	砂 川 重 雄	〃	14番	石 谷 隆
〃	5番	建 部 憲 二	〃	15番	柳 田 和 廣
〃	7番	小 林 照 美	〃	16番	竹 森 潔
〃	9番	小 林 光 徳	〃	17番	福 安 修
〃	10番	下 田 義 男	〃	19番	川 上 信 温

4. 欠席委員 (2名)

委員	2番	中 村 精	委員	12番	長 東 真 帆
----	----	-------	----	-----	---------

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 12名)

旧 市	太 田 忍	河原町	漆 原 清 志
邑 美	竹 内 七 郎	用瀬町	池 本 和 明
国 府 町	山 脇 隆	佐治町	小 谷 章
〃	福 田 克 彦	気高町	山 下 泰 之
河 原 町	梶 川 和 生	鹿野町	橋 本 和 夫
〃	高 田 三 朗	青谷町	井 上 智 朗

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 51 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 52 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 53 号 非農地証明について
議案第 54 号 鳥取市農用地利用集積等促進計画案について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

		開会：午後1時30分
川口局長		ただ今から、令和7年度第11回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長		まず、定足数の確認ですが、2番の中村委員、12番の長東委員から欠席の連絡があり、委員18名中16名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長		それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号7番 小林(照)委員、9番 小林(光)委員をお願いします。
議長		それでは、議事に入ります。議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号71番から73番の3件でございます。 整理番号71番は、国府町国分寺で売買による所有権移転です。 整理番号72番は、気高町下坂本で売買による所有権移転です。 整理番号73番は、馬場で売買による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしています。
議長		それでは、整理番号71番を審議します。担当推進委員、福田(克)委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		2月4日に長東農業委員、事務局、譲渡人、譲受人と私で現地確認を行いました。現地は田んぼとして使用されているところです。譲渡人の父と譲受人は知人で、前から約束されていたようで、今回の申請になったようです。農機具も所有されており、譲受人が別の田んぼを耕作されているのを譲渡人が確認しており安心しているようです。チェックシートに照らし合わせても特に問題はないと思います。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に移ります。 整理番号71番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号72番を審議します。担当推進委員、山下(泰)委員の報告をお願いします。
山下(泰)委員		2月4日に柳田農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。現地は県道沿いの水田で、譲受人は20代から就農して、令和元年から本格的に一人で頑張って耕作をされています。JAの受託作業も受けています。集落の若手で唯一の後継者であり、集落のためにこれからも貢献していただきたいと思っています。申請地の隣に農作業小屋があり農機具もそこにあります。

議	長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳 田 委 員		山下(泰)委員の報告のとおりで、補足として、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機を所有されており問題ありません。集落周辺であれば拡大したい希望をお持ちであり、以上の観点から全く問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号72番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号73番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹 内 委 員		1月26日に下田農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。現況地目は畑です。譲受人は、小型トラクターを所有されており、これまでは申請地を借りてJAへ農産物を集荷しております。申請地を農地として適切に耕作されると考えます。
議	長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員		竹内推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号73番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります 続きまして議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号23番から26番と一時転用9番の5件でございます。 整理番号23番、申請地は河原町佐貫、転用目的は駐車場と荷置場、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は代替地なしです。 整理番号24番、申請地は河原町郷原、転用目的は資材置場、農地区分は農業公共投資の対象農地に該当するので第1種農地と判断し、許可根拠は既存施設の拡張です。 整理番号25番、申請地は用瀬町家奥、転用目的は住宅建築、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は代替地なしです。 整理番号26番は、申請地は国府町中郷、転用目的は住宅建築、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。 整理番号一時転用9番、申請地は国府町上荒舟、転用目的は木材仮置き場、農地区分は農用地区域内農地と判断し、許可根拠は一時転用です。

議 長	整理番号 23 番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高 田 委 員	2月2日に田淵農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地は、集落内で東側を市道に面しており、他も農地には接していません。譲渡人は県外に在住で、地域の方に有効的に活用してもらうことを希望して地元集落へ寄付されることになったので、譲受人が所有している山林等の作業をするための駐車場や荷置場として整備するものです。利用方法、他の農地への影響などを勘案して、許可することに問題ないと判断いたします。
議 長	引き続き、担当農業委員、田淵委員の報告をお願いします。
田 淵 委 員	高田推進委員の報告のとおりで、申し加えることはありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号 23 番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	整理番号 24 番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶 川 委 員	2月2日に河毛農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。一帯は、耕作をされておらず、水路等も崩れており、耕作不適地であります。隣接地は非農地証明をした場所です。譲受人は、隣接地と一体的に資材置場として活用しようとしていますので、許可して差し支えないものと判断します。
議 長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河 毛 委 員	梶川推進委員から説明のあったとおりです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号 24 番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番 25 番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池 本 委 員	1月30日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。借人は貸人の孫です。本宅裏の農地の一部を使って住宅を建てたいとのことです。
議 長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員	池本推進委員から報告のとおりで、地元区長と水利組合から同意書が提出されており、問題ありません。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号25番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号26番を審議します。担当推進委員、福田(克)委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		2月4日に長束農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。譲受人の妻の親から土地を譲り受けて、実家の近くに家を建てるとのことです。申請地の両側は宅地、前面は道路、裏側は袋川が流れている状況です。周辺農地には影響はないと考えます。チェックシートに照らし合わせても何ら問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号26番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号一時転用9番を審議します。担当推進委員、山脇委員の報告をお願いします。
山脇委員		2月5日に山田農業委員、事務局、賃借人と私で現地確認を行いました。近隣の山林整備による木材搬出と現場から木材市場への中継基地として、大型トラックへ木材を積み替える場所としての利用です。一時転用であり、復元は確実に行的われると考えており、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田委員		雪で現場は確認できませんでしたが、普段のパトロールで作付けはされていない農地です。今回の伐採で日当たりも良くなると思いますので、農地復元後に何とか耕作ができたらと思っています。問題はないと考えております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号一時転用9番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります 引き続き議案第53号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	整理番号120番から126番の7件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議長	整理番号120番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員	1月30日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。チェックシートの人為的な潰廢地に該当すると思われます。農機具小屋が建っており、野菜等も植え付けができないほどの狭小であり、非農地と判断して問題ないと判断いたしました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号120番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号121番を審議します。担当推進委員、小谷委員の報告をお願いします。
小谷委員	2月3日に福安農業委員、事務局、申請人とその家族と私で現地確認を行いました。2筆とも30年以上前から耕作していません。チェックシートの人為的な潰廢地で、農地行政上も特に支障がないと認められますので、問題ないと判断します。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号121番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号122番を審議します。担当推進委員、福田(克)委員の報告をお願いします。
福田(克)委員	2月4日に長束農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は集落内にあり民家が建っていますが、誰も住んでいない空き家です。この民家は築100年以上で、その時から田んぼを造成して建てており、他の筆も宅地ですが、申請地だけが田のままになっていたようですが、現在は駐車場となっています。農地法施行日以前から非農地であった土地に該当すると思われます。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号122番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号123番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆原委員	申請地はB判定している土地です。非農地で問題ないと思います。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号123番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号124番を審議します。担当推進委員、井上委員の報告をお願いします。
井上委員		2月3日に竹森農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。携帯基地局の番号で周囲を確認して、周りは山林で、申請地も携帯基地局と木が生えていました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号124番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号125番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋本委員		1月30日に砂川農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請地は、40年前から小屋が建っており、宅地に隣接した土地で、狭小な土地で非農地にしても問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号125番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号126番を審議します。担当推進委員、太田委員の報告をお願いします。
太田委員		2月4日に蔵内農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。現場は国道53線沿いで、50年ぐらい前の国道のバイパス化した時の残地で、現在の方は20年前に賃貸契約で駐車場として借りられたようですが、その前から造園業者が利用されていたようです。水路の他の農地に影響を与えることはありませんので、問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号126番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第53号「非農地証明について」を終了します。

事務局	<p>引き続き、議案第54号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用する農地の面積は、田757,273.40㎡、畑が18,677㎡、樹園地が11,542㎡の合計787,492.40㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権337件、使用貸借による権利96件の合計433件となっております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>無いようですので、採決に移ります。 議案第54号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議長	<p>以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和7年度 第11回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後2時32分</p>